

1 立地適正化計画策定の背景と目的

(1) 社会的背景と目的

近年、急速に進展する人口減少と少子高齢化社会、多様化する市民ニーズや高度情報化社会への対応など、行政需要が大きく変化する中、スポンジ化した市街地を抱えたまま、医療・福祉・商業等の生活を支えるサービスを提供することは、これまでの画一的な行財政運営では、将来的に対応が困難となります。

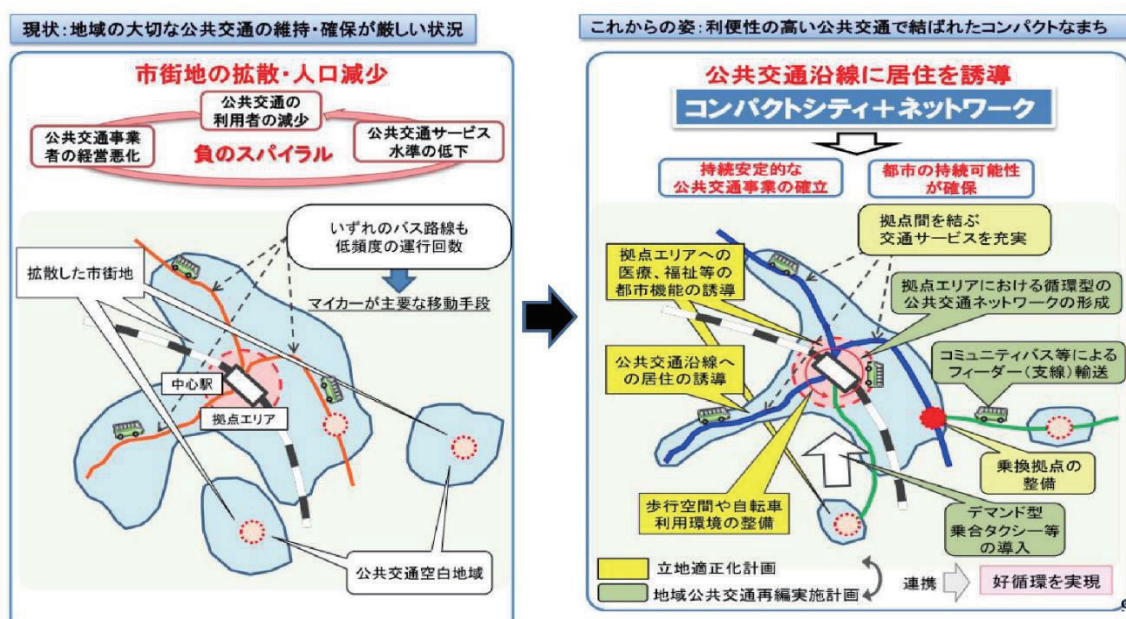
これらの課題に対応するため、今後、更新時期を迎える公共施設の再編に伴う市街地の都市機能の集約や、拠点となる市街地周辺への緩やかな居住誘導によるコンパクトな拠点づくりとともに、拠点内及び地域の拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが重要となります。

このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むための「立地適正化計画」に関する制度が創設されました。

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設及びその他の都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画」となります。

本市においても、市民の生活に必要な都市機能の維持を図り、人口減少社会を見据えたコンパクトで持続可能なまちづくりに取り組むため「登米市立地適正化計画」を策定します。

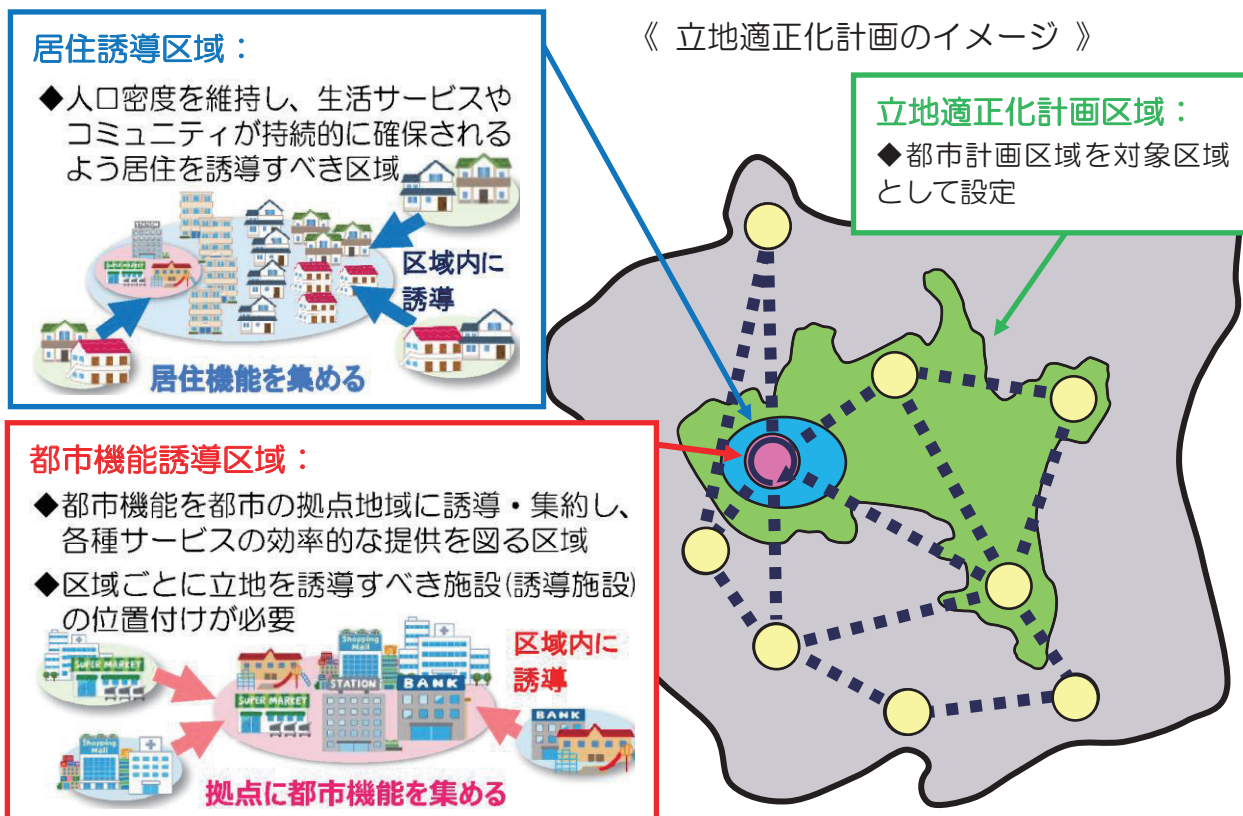
《 地方都市の現状と将来像のイメージ 》



出典：国土交通省

(2) 立地適正化計画の考え方

立地適正化計画では、都市計画区域内において、住宅及び医療、商業施設等都市機能の立地に関する方針を定め、公共交通と連携して一定の人口密度を維持していく「居住誘導区域」と、市全体として必要な都市機能の誘導・維持を図る「都市機能誘導区域」及び「誘導施設」を定めます。また、居住及び都市機能を誘導するために必要な「誘導施策」、都市の防災に関する機能確保を図るための「防災指針」を定めるものです。



《 立地適正化計画で定める主な事項 》

- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域【区域や市が講ずる施策】
 一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を緩やかに誘導する区域
- ・ 都市機能誘導区域【区域や市が講ずる施策】
 医療、商業等の都市機能の立地を集約することにより、各種サービスを効率的に提供できるよう、都市機能を誘導、維持する区域
- ・ 誘導施設【都市機能誘導区域に誘導する施設】
 都市機能誘導区域内に立地を誘導、維持する都市機能として必要な施設
- ・ 防災指針【居住誘導区域内の都市の防災に関する指針】
 居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能確保を図るための指針

(3) 立地適正化計画の区域

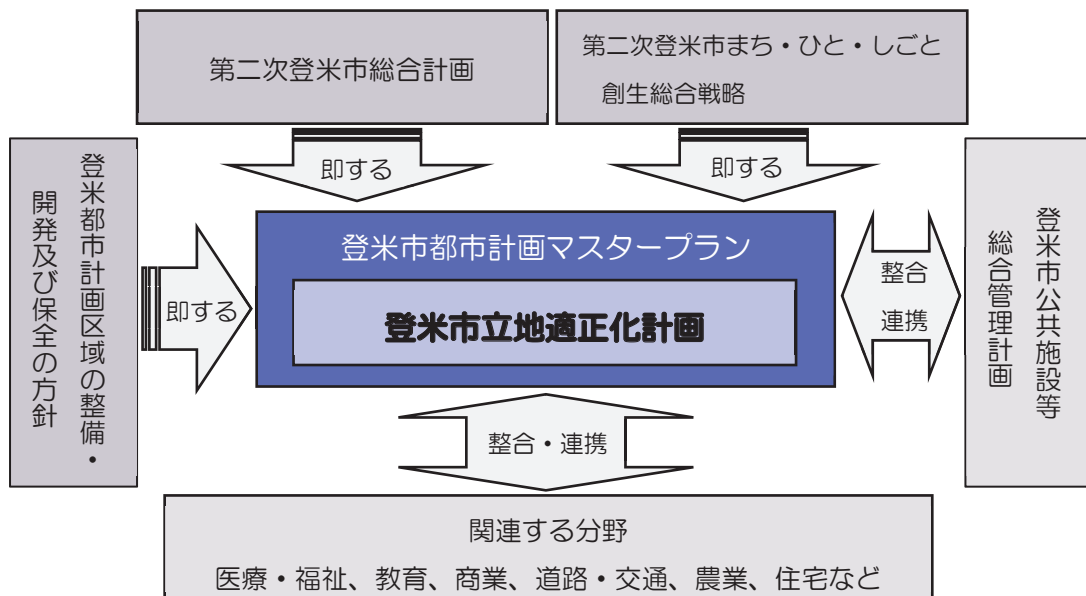
立地適正化計画は、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされ、対象区域は都市計画区域内と定められていることから、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とします。

また、本市では合併前の旧町域において、地域生活の中心となる市街地が点在しており、これまで地域拠点（地域生活拠点）としての役割を担ってきたことから、市全体で持続可能なまちづくりを推進するため、市独自の考え方により市全域を本計画の対象区域とします。



(4) 立地適正化計画の位置づけ

本計画は、第二次登米市総合計画、第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略、登米都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の上位計画に即し、登米市都市計画マスタープランに包含される計画として、各種関連計画と連携・整合を図ります。



(5) 立地適正化計画の目標年度



立地適正化計画は、概ね20年後の将来を展望し、概ね5年周期で評価や見直しを行うことが望ましいとされています。上位計画である登米市都市計画マスタープランと整合を図りながら、概ね5年ごとに評価したうえで、必要な場合は見直しを行うこととし、目標年次は令和20年度（2038年度）とします。

年度	…	R5	…	R7	…	R10	…	R20	…
第二次登米市 総合計画	基本構想			目標年次					
	後期基本計画								
第二次登米市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	総合戦略								
都市計画 マスタープラン					目標年次				
立地適正化計画		策定						目標年次	

(6) 立地適正化計画とSDGs

平成27年9月に17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が国際連合で採択され、登米市においても、SDGsの17の目標に関連づけて施策を推進しています。

立地適正化計画は、主に「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>